別添　２

○○県中小規模病院看護管理者支援事業協議会規約

平成○年○月○日制定

**第1章 総則**

（名称）

第１条 この協議会は、○○県中小規模病院看護管理者支援事業協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条 協議会は、○○県の地域医療における中小規模病院の看護管理者の資質の向上に資することを目的とする。

（事業）

第３条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)○○県からの委託による中小規模病院看護管理者支援事業に関する業務

(2)協議会が定める地域の中小規模病院看護管理者支援事業の支援計画を実施するために必要なその他の業務

(3)その他協議会が定める業務

２ 協議会は、前項第１号、第２号、第３号の各号に関する業務の一部を当該協議会

以外の者に委託して実施することができる。

**第２章 会員**

（構成員）

第４条 協議会は、次の各号に掲げる団体で構成する。

(1) ○○県の看護職能団体

(2) ○○県の病院団体

(3) ○○病院

（4）○○県

（5）その他協議会が参画を必要と認めた団体

**第３章 役員**

（役員の定数及び選任）

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 １名

(2) 副会長 ○名

２ 前項の役員は、委員の互選により選任する。

３ 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第６条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠

けたときはその職務を行う。

（役員の任期）

第７条 役員の任期は、2年とする。

２ 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第４章　会議

（種別）

第8条　協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

（開催）

第9条　定例会は、毎年度○回開催する。

２　臨時会は、会長が必要と認めたときに開催する。

（招集）

第10条　会議は、会長が招集する。

２　会議を招集するには、会員たる団体に対し、会議の目的たる事項及びその内容

　並びに日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに文書をもって通知する

　ものとする。

（議長）

第11条　会議の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第12条　会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第13条　会議の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した委員の過半数の

　同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第14条 　議事については、議事録を作成しなければならない。

２ 　議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2)会議に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

第５章 事務局

（事務局）

第15条 　協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

２ 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) ○○○

(2) ○○○

(3) ○○○

第６章 雑則

（細則）

第16条　 実施要綱、実施要領、関係する諸規程、その他この規約に定めるもののほか、

協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

１ この規約は、平成○年○月○日から施行する。